

徳山藩の廃藩と徳山部・都濃区・第七大区

会員 田村貞雄

かつて歴史家服部之総は、戊辰戦争では敗北したのは佐幕派諸侯のみではなく、諸侯一般であったと述べたことがある。

明治維新に大きな役割を果たした長州藩・山口藩でさえも同じ事情があり、四つの支藩の一つである徳山藩は、廃藩置県直前の一八七一年六月、自ら廃藩し、山口藩に合併した。このような事前廃藩は、全国でも異例であった。

松尾正人『廃藩置県の研究』（吉川弘文館 二〇〇一年）によれば、廃藩置県以前の廃藩は一六藩あり、多くは財政的破綻が理由であった（同書一九一ページに一覧表）。

原因の大半は戊辰戦争の軍費のためであり、また政府の諸務変革と「藩制」による厳しい規制が中・小藩の存立を不可能にした。この点は徳山藩も同様であった。

同時に、維新のために戦った下級武士たちも、四民平等となるや先祖伝来の身分と収入を失い、官僚や教師になった一部を除き、大半は無産の民となった。大蔵省は国家歳入の過半を占める士族の家禄の整理を断行するが、士族を「遊民」と呼んでいる。秩禄処分の断行は不可欠であった。「ラストサムライ」は、不労特権を失うことに反発した無能な「遊民」の最後のあがきであった。

一、徳山藩の廃藩

徳山藩は、周防国都濃郡南部の一町（徳山町）二六村に熊毛郡一村（島田村の一部）、佐波郡二町村（富海町・富海村）、さらに萩近郊の阿武郡二村（奈古村・大井村）を領知としていた。石高は四万一〇石、新田打出高二万九〇四四石余、合高六万九〇五四石余であった。

『太政類典』第一編慶応三年（明治四年第六十二巻地方行政区一（国立公文書館所蔵）の明治四年六月十九日条には、次の五つの文書が収められており、これは『太政官日誌』にも引用されている¹。

- 1、布告「徳山藩被廢候事」
- 2、山口藩へ達「徳山藩被廢其藩へ合併被仰付候事」
太政官日誌
- 3、徳山藩知事毛利元蕃へ達「願ノ趣尤ノ儀ニ付徳山藩被廢山口藩へ合併被仰付候事」
- 4、同人へ達「依願免本官」

5、徳山藩知事上表² 弁官宛（五月十五日） 太政官日誌

右以外に藩主毛利元蕃による藩内諭告書がある（『徳山市史資料』一九四四年、七八〜七九ページ）兼崎茂樹『徳山藩史』（周南市美術博物館寄託）。これを6とする。ところで徳山毛利家文書は、三種ある。

A、山口県文書館に寄託されている約三万点の文書群
山口県文書館編『徳山毛利家文庫仮目録』I〜V
（二八八九年〜一九九三年）

B、徳山毛利家に残され、周南市立美術博物館に寄託されている文書群 段ボール約七〇個分 非公開

山口県教育委員会文化課編『徳山毛利家歴史資料目録』（一九八九年）

C、通称「鹿野史料」

徳山市立中央図書館編『徳山市立中央図書館所蔵毛利家文庫目録』（一九九九年）

藩の重要法令等は、右のAの「大令録」及び「重令録」

¹石井良助編『太政官日誌』第五巻（東京堂出版 一九八一年）二三八ページ以下

²『太政官日誌』徳山藩大参事上表写を所収。『徳山市史資料』（一九四四年）は、『太政官日誌』から引用（七七〜七八ページ）。

であるが、大令録は一八七一年（明治四）六月の廢藩までの分があるが、重令録は一八六七年（慶応三）までしか残っていない。他にも維新期の文書が欠落しており、厳密な検討が必要である。

右の6によれば、財政の困窮が主たる廢藩理由のよう
で、藩屏ノ名有テ藩屏ノ力ナシ、最爾タル小治所ヲ置キ、
終年汲々タルモ靡費ヲ支ルニ苦ム」と述べている。

本来なら、廢藩の理由となつた財政事情を検討すべきであるが、本稿では戸籍の編成を期とする行政区画の変遷を取り上げたい。なお財政の主要統計は『徳山市史』（一九八四年）に記されている。

二、戸籍区の設定

山口県には二種類ある。この年の七月十四日で設置されたのは、全国で三府三〇二県あり、周防長門には、山口・岩国・豊浦・清末の四県ができた。山口県が長州藩の本藩、他は旧支藩である。ただし徳山藩だけは、廢藩置県の直前に自ら廢藩し、山口藩に吸収されていた。

さらに同年十一月に府県改置（改置府県）が行なわれ、三府七二県となつた。周防長門の上記の四県は合併して山口県とされた。そこで、便宜上、合併前の山口県を第一次山口県と呼び、合併以降を第二次山口県と呼びたい。第一次山口県は四ヶ月しかなかった³。

長州藩の代官領を宰判という。一八宰判あつたが、維新後の一八六九年に部署を置いた。なお一九番目の宰判として善和（よしわ）宰判がある。

第一次山口県は、一部の宰判を統合する一方で、山口町及び清末藩領だつた下関の伊崎新地、さらに旧徳山藩の地域にも部署を置いたので、一九部署となつた。山口藩は一八六九年に伊崎部署を設け、馬関（赤間関）における山口藩、豊浦藩、清末藩支配の港町を直轄とした。

一八七一年四月、戸籍法が施行されると、山口藩は従来の宰判の部署のもとに区を置いた。区の番号は部署ごとに付けられ、通し番号は付けられなかった。

³この時期に政府には山口県の三分割論があつた。おそらく旧岩国藩を広島県に含め、豊浦郡を小倉県に併合する方針であつたと思われる。

一一〇区は、次の山口県文書館所蔵史料にくわしい。

・「周防国毎区戸籍総計」（明治五年）（県庁文書／戦前A／総務五一七）

・「戸籍総計（長門国各郡区別）」（明治五年）（毛利家文庫／9 諸省五七七―二）

都濃郡は、前山代宰判、都濃宰判、徳山藩中心部に分かれており、一八六九年以降の部署制の時期も、宰判から移行した山代部署、都濃郡部署のほか、一九七一年六月の徳山藩廃藩以降に、新たに徳山部署が置かれた。この段階で戸籍区は一一〇区である。

さらに同年十一月の府県改置で、岩国・長府・清末の三支藩が廃止されて山口県に編入されたため、一二七区になった⁴。

これを示したのが、第1・2表である。

徳山部署には、都濃郡以外に、佐波郡一村（富海村）、奥阿武郡二村（奈古村・大井村）、熊毛郡島田村の一部

⁴この処置は、同年七月十四日の藩藩置県のちと思われ、山口藩ではなく山口県としての措置であろう。

の管轄地があった。

このうち阿武郡の奈古村、大井村は、阿武郡視察中の権令中野梧一の指示で、早々に萩部署に移管された。

「七字頃紫福ヲ発シ、奈古村境マデ、駕ニ而至ル。夫嶮坂ヲ下リ、同村市ニ而小休、大井村ニ出、午餐ヲ認、此両村徳山領ニ而、依然其部支配ニ相成居、甚ダ因循ニ付、則萩部へ合併スベシト、杉へ談セリ⁵」
杉とは、権典事杉民治（吉田松陰の実兄）である。

また、中野梧一は、三田尻または馬関への県庁の移転を考えていた⁶。湊（港湾）重視策であろう⁷。

都濃郡は、長州藩の前山代宰判、都濃宰判と徳山藩中心部に分かれており、一八六九年以降の部署制の時期も、山代、都濃郡、徳山の三部署に分かれている。旧徳山藩

⁵ 田村校訂『初代山口県令中野梧一日記』一八七二年（明治五）二月二十九日条
⁶ 「中野梧一日記」一八七二年四月三日条「県庁ハ城郭ニ準シ、陸軍省へ引上ケト之事、三田尻え転庁ノ一機会ナリ」、同年五月十八日条「同所（馬関）は新条約而開港場となるへき模様、依而左候は、同所二県庁を建築せざるを得不得歟。就ては三田尻県庁は見合之方といふ」

⁷ この節は拙稿「短命だった岩国県」（『吉川史料館たより』二〇一〇年）掲載稿を一部修正

第1表 宰判・支藩と部署・区・大区

| 郡 | 支藩・宰判 | 県 | 県と部署 | 支庁 | 区(*3) | 大区 |
|-----|--------|-----------|--------|---------------------|-------|--------|
| 大島郡 | 大島宰判 | 山口県 | 大島部署 | | 大島区 | 第一大区 |
| 玖珂郡 | 岩国藩 | 岩国県 | 岩国県 | 岩国支庁 | 岩国区 | 第二大区 |
| | | | | | 柳井区 | 第四大区 |
| 熊毛郡 | 奥山代宰判 | 山口県 | 山代部署 | | 山代区 | 第三大区 |
| | 上関宰判*1 | 山口県 | 上ノ関部署 | | 上関区 | 第五大区 |
| 都濃郡 | 熊毛宰判 | 山口県 | 熊毛郡部署 | | 熊毛区 | 第六大区 |
| | 徳山藩 | 山口県 | 徳山部署 | | 都濃区 | 第七大区 |
| | 都濃宰判 | 山口県 | 都濃郡部署 | | | |
| 佐波郡 | 前山代宰判 | 山口県 | 山代部署 | | 山代区 | 第三大区 |
| | 徳地宰判 | 山口県 | 徳地部署 | | 徳地区 | 第八大区 |
| 吉敷郡 | 三田尻宰判 | 山口県 | 三田尻部署 | 県庁直裁 | 三田尻区 | 第九大区 |
| | 山口宰判 | 山口県 | 吉敷町部署 | | 山口区 | 第十大区 |
| | 小郡宰判 | 山口県 | 吉敷部署 | | 南吉敷区 | 第十一大区 |
| 美祢郡 | 美祢宰判 | 山口県 | 南吉敷部署 | | 美祢区 | 第十八大区 |
| 厚狭郡 | 美祢宰判 | 山口県 | 美祢郡部署 | | 美祢区 | 第十八大区 |
| | 船木宰判 | 山口県 | 船木部署 | | 船木区 | 第十二大区 |
| 豊浦郡 | 善和宰判*2 | 山口県 | | | | |
| | 清末藩 | 清末県 | 清末県 | | 吉田区 | 第十三大区 |
| | 吉田宰判 | 山口県 | 吉田部署 | 馬関支庁 のち赤間 関支庁 | 赤間関区 | 第十五大区 |
| | | 山口清末豊浦の三県 | 伊崎部署 | | 小月区 | 第十四大区 |
| | 豊浦藩 | 豊浦県 | 豊浦県 | | 豊浦区 | 第十六大区 |
| | | | 田浦区 | | 第十七大区 | |
| 大津郡 | 前大津宰判 | 山口県 | 前大津部署 | | | 大津区 |
| | 先大津宰判 | 山口県 | 先大津部署 | | | |
| 阿武郡 | 奥阿武宰判 | 山口県 | 奥阿武郡部署 | 萩支庁 | 萩区 | 第二十一大区 |
| | 徳山藩 | 山口県 | 徳山部署 | | | |
| | 当島宰判 | 山口県 | 萩部署 | | | |
| | 浜崎宰判 | 山口県 | | | | |
| 見島郡 | | 山口県 | | | | |
| 12郡 | 5藩18宰判 | 4県 | 4県19部署 | 3支庁19部 | 22区 | 21大区 |

*1：上関宰判の沿岸部の長島等などは、本来大島郡である。1879年（明治12）熊毛郡に編入した。

*2：善和宰判は、1868年（慶応4）設置。厚狭郡善和村のみを管轄。1871年（明治4）美祢郡に編入。1879年厚狭郡に復帰。

*3：区の名称は試案である。本文参照。

領の徳山部署には、佐波郡、奥阿武郡にも管轄地がある。佐波郡の富海村、日本海岸の奈古村・大井村で、いずれも湊である。

なお吉敷・南吉敷・三田尻は部署を廃止し、県庁直裁とした⁸。

この部署が大区(二一大区)とされ、町村を小区に統合し、名実ともに大区小区制が確立するのは、一八七三年末〜一八七四年初頭である。

この時期の山口県政については、『初代山口県令中野梧一日記』(マツノ書店 一九九五年)を参照して頂きたいが、あわせて「初期の地方官としての中野梧一」(明治維新史学会編『明治維新の人物と思想』吉川弘文館 一九九五年八月、一二三〜一六三ページ)も参照して頂きたい。

三、大区小区制の設置

一八七四年初頭から大区小区制が施行され、二一大区二六四小区となったとされている。その間に、地名を冠した区制の時期が、短期間あるように思える。

玖珂郡山間部(奥山代宰判)は、第三大区になるが、その前に山代区であった。第三大区長には杉民治がなるが、最初は山代区長だった。また第二大区は柳井区、第五大区は上関区であり、豊浦郡の日本海岸は第十六区だが、田浦区と呼ばれていた時期がある。これらは任免関係書類の「官員黜陟録」の表記で、一八七四年二月十四日の高須正輔の田浦区長の任命と、その前日二月十三日の佐伯正輔の第二大区副区長への任命が、二つの用語の交錯する時期である。ただし布達類には、地名を冠した区制の名称はない。

したがって短期間ながら都濃区長とよばれた時期があったように思われる。

近世の町村と大区小区の一覧は、石川卓美氏が作られた『山口県文化史年表』(一九五六年、増補改訂版 マ

⁸「中野梧一日記」一八七二年四月二十三日「両吉敷・三田尻三部署ヲ廃スルト即決シ、即令ヲ下セリ」

第2表 旧徳山藩の町村

| 通番 | 部署 | 郡区 | 町村名 | 127区 | 大区 | 小区 |
|----|------|--------|---------|------|----|-------|
| 1 | 熊毛部署 | 熊毛郡4区 | 島田村(一部) | 29 | 6 | 7 |
| 2 | 徳山部署 | 都濃郡2区 | 福川村 | 39 | 7 | 17 |
| 3 | 徳山部署 | 都濃郡2区 | 夜市町 | 39 | 7 | 18 |
| 4 | 徳山部署 | 都濃郡2区 | 戸田村 | 39 | 7 | 19 |
| 5 | 徳山部署 | 都濃郡3区 | 福川町 | 40 | 7 | 17 |
| 6 | 徳山部署 | 都濃郡3区 | 富田古市町 | 40 | 7 | 15・16 |
| 7 | 徳山部署 | 都濃郡3区 | 富田新町 | 40 | 7 | 15・16 |
| 8 | 徳山部署 | 都濃郡3区 | 富田平野町 | 40 | 7 | 15・16 |
| 9 | 徳山部署 | 都濃郡4区 | 上村 | 41 | 7 | 13 |
| 10 | 徳山部署 | 都濃郡4区 | 上村 | 41 | 7 | 15 |
| 11 | 徳山部署 | 都濃郡4区 | 富田村 | 41 | 7 | 15・16 |
| 12 | 徳山部署 | 都濃郡5区 | 大向村 | 42 | 7 | 12 |
| 13 | 徳山部署 | 都濃郡5区 | 大道理村 | 42 | 7 | 12 |
| 14 | 徳山部署 | 都濃郡5区 | 川曲村 | 42 | 7 | 13 |
| 15 | 徳山部署 | 都濃郡5区 | 四熊村 | 42 | 7 | 14 |
| 16 | 徳山部署 | 都濃郡8区 | 須万村上組 | 45 | 3 | 16 |
| 17 | 徳山部署 | 都濃郡8区 | 須万村下組 | 45 | 3 | 17 |
| 18 | 徳山部署 | 都濃郡11区 | 徳山村 | 48 | 7 | 8 |
| 19 | 徳山部署 | 都濃郡12区 | 徳山町 | 49 | 7 | 8 |
| 20 | 徳山部署 | 都濃郡12区 | 遼石町 | 49 | 7 | 8 |
| 21 | 徳山部署 | 都濃郡13区 | 栗屋村 | 50 | 7 | 7 |
| 22 | 徳山部署 | 都濃郡13区 | 大島村 | 50 | 7 | 7 |
| 23 | 徳山部署 | 都濃郡13区 | 裕島 | 50 | 7 | 7 |
| 24 | 徳山部署 | 都濃郡13区 | 野島 | 50 | 7 | 7 |
| 25 | 徳山部署 | 都濃郡13区 | 大津島 | 50 | 7 | 16 |
| 26 | 徳山部署 | 都濃郡13区 | 馬島 | 50 | 7 | 16 |
| 27 | 徳山部署 | 都濃郡16区 | 西豊井村 | 53 | 7 | 3 |
| 28 | 徳山部署 | 都濃郡16区 | 東豊井村 | 53 | 7 | 3 |
| 29 | 徳山部署 | 都濃郡16区 | 下松町 | 53 | 7 | 3 |
| 30 | 徳山部署 | 都濃郡16区 | 島田村 | | 6 | 7 |
| 31 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 生野屋村 | 54 | 7 | 1 |
| 32 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 山田村 | 54 | 7 | 1 |
| 33 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 河内村 | 54 | 7 | 2 |
| 34 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 来卷村 | 54 | 7 | 2 |
| 35 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 久保市町 | 54 | 7 | 2 |
| 36 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 岡市町 | 54 | 7 | 2 |
| 37 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 埴市町 | 54 | 7 | 2 |
| 38 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 温見村 | 54 | 7 | 9 |
| 39 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 大藤谷村 | 54 | 7 | 9 |
| 40 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 瀬戸村 | 54 | 7 | 9 |
| 41 | 徳山部署 | 都濃郡17区 | 譲羽村 | 54 | 7 | 9 |
| 42 | 徳山部署 | 佐波郡5区 | 富海町 | 59 | 9 | 1 |
| 43 | 徳山部署 | 佐波郡5区 | 富海村 | 59 | 9 | 1 |
| 44 | 徳山部署 | 阿武郡9区 | 奈古村・浦 | 119 | 20 | 5 |
| 45 | 徳山部署 | 阿武郡9区 | 大井村・浦 | 119 | 20 | 5 |

| | | | | | | |
|----|-------|-------|-----|----|---|----|
| 参考 | 都濃郡部署 | 都濃郡1区 | 戸田村 | 38 | 7 | 19 |
| | 都濃郡部署 | 都濃郡1区 | 湯野村 | 38 | 7 | 20 |

典拠：「周防国毎区戸籍総計」（明治五年）（山口県文書館所蔵 県庁文書／戦前A／総務五一七）、
山口県大小区村名書」上下（刊本）及び「山口県大小区村名明細書」二一冊（稿本）

ツノ書店 一九七五年)の附表が便利で、これを『日本歴史地名大系36 山口県の地名』(平凡社 一九八〇年)が踏襲している。

大区小区は一八七五年(明治八)の「山口県大小区村名書」上下(刊本)及び「山口県大小区村名明細書」二一冊(稿本)が基本史料で、これをもとに編纂したが、田村哲夫『山口県地名明細書』(一九七二年)である。

仕事は、天保期の「防長風土注進案」から一気に大区小区制へ飛んでいて、部署制、一一〇区制、一二七区制がすべて省略されている。ぜひとも改訂版を刊行して頂きたいと思う。なお両書とも町村境界の小さな改正には触れていない。

『山口県の地名』(平凡社 一九八〇年)は、右書を踏襲して作成されている。したがって部署制、一一〇区制、一二七区制がすべて省略されている。

一八八三年に『官報』が刊行され始めると、微細な変更も公示されているが、それ以前ははつきりしない。

四、郡中議定と民会の選挙権

近世には郡は地域名称ではあったが、行政組織ではなかった。しかし長州藩では、郡に二つの宰判を置いていたから、維新後は行政組織に容易に転嫁しえた。

遠江の場合、近世後期には、共同警察機能、天龍川等の治水と舟運、東海道の経済的運用の事情により、天領、旗本領、諸藩領を超えて自主的に諸村の代表が協議し、三つの郡中議定の組織が結成されていた。

遠江全体を管轄する浜松県では、十二郡あったにもかかわらず、郡中議定を引き継いだ三つの大区が設置された。しかも県全体に民会が設けられ、大区会及び小区会の代表が住民選挙で選ばれた。大区会議員には小区の議長副議長がなり、民会議員には小区会議長になった。小区の住民選挙は一家の戸主が男女とも選挙権を持っていた。選挙は自分の名も書く記名投票であったが、幸いに一八七六年七月に行われた榛原郡五和村(現島田市になった旧金谷町)の投票用紙全部が静岡県立中央図書館に保存されており、投票した女性たちの名前が分かる。

しかし住民選挙は右の一回だけで、政府は同年九月に浜松県を廃止し、静岡県に合併した。同年十二月に定められた静岡県の民会規則では女性選挙権は排除された。

浜松県令は徳島県出身の林厚徳に対して、静岡県令は鹿児島県出身の大迫貞清であった。薩摩藩・鹿児島県の男尊女卑は強固であった。

山口県は地租改正にからんで県庁大会議という名称の民会が開催されたが、出席者は各市区長の任命によるものであった。

なお一八七五年に開かれた地方官会議で、民会規則が討議されたが、一部の住民選挙論に対して、山口県令中野梧一は区戸長会議案に賛成している。

なお郡中議定は利根川、最上川流域でも結成されており、大坂周辺の一〇〇〇ヶ村をこえる国訴の組織も同様であった。ただし民選の民会は認められなかった。

大区小区制は、すべて番号で呼ばれている。たとえば第一大区第一小区という。これは明治政府の官僚が作った案であったが、地名を数字で表示するのは、いかにも

不便で、わずか五年で廃止された。浜松県の場合、小区の番号を左回り、次いで右回りと毎年変更したから、不便この上なかつた。

おわりに

本稿は二〇〇八年六月八日の第一〇七回山口県地方史研究大会で「山口県の成立——廃藩置県と大区小区制」と題して発表したものの一部である。

なお同じ支藩であった旧岩国藩領の大区小区制については、「短命だった岩国県」（吉川史料館『吉川史料館たより』三五号 二〇一〇年一月）に概略を書いておいた。岩国県では、大区小区制を施行しており、これは全国でも先駆的な使用である。

。静岡県史編纂の調査の際、ある村で、年によって小区番号が違う書類があるのを見て、当初は別村かと思ったが、同じ村で毎年番号が違うことに驚いた。